

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会規則

平成19年3月29日

規則第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び8月に招集する。ただし、特に必要がある場合においては、繰り上げ、又は繰り下げて招集することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。